

個人住民税の特別徴収の実施について

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員（パート・アルバイト・役員等を含む）に支払う給与から住民税（県民税+市町村民税）を徴収し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、**給与を支払う事業主は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。**

愛知県と県内全市町村は、対象となるすべての事業主に対して個人住民税の特別徴収（給与天引き）を行っていただくための取組を進めています。

- 特別徴収の事務
毎年5月に特別徴収義務者あてに、特別徴収税額の通知書をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。
- 納期の特例
従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

個人住民税の特別徴収についてQ&A

- Q1 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、特別徴収にしないといけないのですか？**
- A1** 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、住民税を特別徴収することが義務づけられています。事業主や従業員等が特別徴収するかどうかを選択することはできません。市では、総従業員数が3人以上の事業所を特別徴収義務者として指定させていただきます。なお、「事務員がない」、「従業員の出入りが多く、事務が煩雑」、「本人が普通徴収を希望」等の理由で普通徴収を選択することはできません。
- Q2 特別徴収にすると、事務が増えそうですが、大丈夫ですか？**
- A2** 住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算し、年末調整をする必要はありません。税額の計算は給与支払報告書に基づいて市町村で行い、従業員ごとの住民税額を各市町村からお知らせしますので、事業主の方は、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくだけです。なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります。
- Q3 特別徴収にするメリットはあるのですか？**
- A3** 特別徴収をすると、従業員の方がわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回あたりの負担が少なくて済みます。
- Q4 パートやアルバイトの方の個人住民税も特別徴収しなければなりませんか？**
- A4** 原則として、パート・アルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収する義務があります。ただし、次のような場合は特別徴収できない可能性がありますので、税務課（本庁舎）までお問い合わせください。
- 1 退職したため、特別徴収ができない。
 - 2 他から支給される給与から個人住民税が天引きされている。
 - 3 個人住民税の額が給与の支払額よりも多いため、特別徴収ができない。
 - 4 給与が毎月支給されない等
- Q5 普通徴収から特別徴収に切り替えるには、どうすればいいのですか？**
- A5** 普通徴収から特別徴収への切り替えの手続等具体的なお問い合わせは、各従業員の方の住所地の市区町村（住民税担当）に直接お問い合わせください。

問合先 税務課 ☎444・0509